

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第114号
2021.1.15

各 位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

～～今回お知らせする情報～～

○ 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口について

近畿農政局では、新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置しております。

お困りのことがありましたら、ご相談下さい。

「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」

近畿農政局企画調整室

電話：075 - 414 - 9036、075 - 414 - 9037

対応時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分まで

○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針緊急事態宣言に伴う催物の開催制限」及び「施設の使用制限等に係る留意事項等」について

去る１月７日（木）、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「対処方針」という。）が変更され、令和３年１月８日～２月７日までの３１日間、関東の１都３県に緊急事態宣言が発出されました。

1月13日（水）には、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の2府5県を緊急事態宣言の対象区域に追加することが決定されたことに伴い、「対処方針」の変更がありました。

それに合わせ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」、が発出されております。

また、対処方針には特定都道府県における職場への出勤等に関するまん延防止が規定されており、この中で職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進し、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制することとされています。

貴団体におかれましては、対処方針及び事務連絡の内容について所属の事業者等に周知していただくとともに、引き続き、業種別ガイドラインの遵守や接触機会の低減等による事業の継続や感染拡大の防止等に御協力くださいますようお願いいたします。

※詳細については、以下の URL をご参照ください。

内閣府防災 HP

<https://corona.go.jp/news/>

お問い合わせは、上記「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」をご利用ください。

[illegible]

メール情報の配信停止・配信先変更ご希望の方は、その旨を記載し、このメールに返信願います。

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）
〒602-8054
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
TEL：075-414-9015
FAX：075-414-9057
E-MAIL: kinki_sanjikan_kyoto@maff.go.jp
